

新型コロナウイルス感染症対策 学校ガイドライン

令和3年1月15日

嘉手納町立屋良小学校

○趣旨

本ガイドラインは、嘉手納町立屋良小学校において新型コロナウイルス感染症予防対策としての取組をまとめたものである。なお、現時点での情報に基づき作成したものであり、今後新たな情報が得られた場合には、随時見直しを行うものとする。

○内容

1. 基本的な取組
 - (1) 登校前・登校時
 - (2) 学校生活
 - (3) 給食・食事

2. 出席停止の基準
 - (1) 出席停止となるもの
 - (2) 病欠となるもの

3. 教職員の健康
 - (1) 学校生活
 - (2) 発熱等での休養期間中

4. 新型コロナウイルス感染患者発生時
(別紙) フローチャート

1. 基本的な取組

(1) 登校前・登校時

- 毎朝、検温を行い、37.5°C以上の熱がある児童は、自宅で休養する。
- 体温が37.5°C未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童は、自宅で休養する。
- 検温や家庭での健康観察を「**健康観察チェックシート**」に記入し、担任に提出する。
※ 検温を忘れた児童は、非接触型体温計で、**教室**で児童の体温を測る。
- 登校時はマスクを持参し、校内に入る時に着用する。
※ マスクを忘れた児童は学校から布マスクを借り、下校時に返却する。
- こまめな水分補給のために、水筒(飲み物)を持参する。
- 水筒を忘れた児童は、**保健室横に準備されたコップ**を使用し、冷水機から水を飲む。

(2) 学校生活

- 8:15 に担任が朝の健康観察と検温のチェックを行う。
- こまめに手洗いを行う。
(体育後、トイレ後、給食前、外での活動後、その他必要時)
- 熱中症予防もかねて、こまめに水分補給を行う。
※ 水筒の中身は、保健室横の冷水機のみでの補充を認める。
- 校内ではマスクを着用する。
※ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、距離を十分に保つなどの配慮をした上で、適宜マスクを外す。
- 常時換気**を行う。(10cm～20cm 程度、窓を開ける)
※ **騒音**等で換気が難しい場合は、授業間休みに換気を行う。

- 座席は、1 m 程度間隔をあける。
- 手指の消毒を各教室に設置し、必要時に使用する。
(登校時、図書や専科の入室前後、トイレ後、外での活動後、その他必要時)
- 児童の下校後、全職員による教室や共用スペースの消毒作業。
(アルコールを使用する。)
- 学校行事は、イベント等の開催を見送っている期間においては、原則として延期または中止とする。
- 集会や朝会等は、校内放送や映像で行う。

(3) 給食・食事

- 給食時間の前には、必ず手洗いをを行う。
- 給食の配膳を行う児童及び教職員は、発熱や風邪症状がないかチェックする。
- 給食当番はマスクとエプロンと手袋の着用を徹底する。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を1 m 程度を目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。
※ 食事はマスクを外すため、近距離で会話をする状況は、特に感染リスクが高い。

2. 出席停止の基準

(1) 出席停止となるもの

- 本人または家族や同居者に発熱・咳・のどの痛み等の風邪症状がある場合。
- 感染防止のため、家族が休みを希望している場合。
- 発熱・咳・風邪等によって早退させる場合。
- 本人が濃厚接触者と認められた場合。
 - ※ 検査の結果が陰性だった場合も含め、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間（健康観察期間）の自宅待機（出席停止）となる。
- PCR 検査を受けた場合。（検査結果が出るまでの間）
 - ※ 検査結果が「陰性」かつ健康状態が良い（熱や風邪症状がない）場合は登校可能。
 - ※ 濃厚接触者としての検査の場合は、検査結果に関わらず、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間の自宅待機となる。
- 新型コロナウイルスに感染した場合。
 - ※ 学校に連絡してください。

(2) 病欠となるもの

- 腹痛・頭痛・歯痛・体調不良等の風邪症状以外で休む場合。

【参考資料】

「学校における新型コロナウイルス感染症に対する対応について（第12報）」

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（5月21日時点）」

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3ver.5）」

3. 教職員の健康

(1) 職員の勤務

- 発熱等の風邪症状がある場合は、出勤しない。
- 出勤後は検温をして、検温チェックシートに記録する。
※ 37.5°C以上の場合は、管理者に報告し、指示を受ける。
- 出勤後に発熱等の風邪症状がみられた場合は、速やかに帰宅し、症状がなくなるまでは自宅で休養する。
(休養の目安)
解熱などの症状が消退した日を0日として、2日間療養すること。
※ ただし、病院を受診し医師からの許可があれば、症状が消退後の出勤を認める。
※ 休暇の取り扱いについては、医師の診断結果後、校長が判断する。

【参考資料】

「沖縄県立学校教職員のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(2020.6.17)

(2) 発熱等での休養期間中

- 休養期間中は、外出を控える。
- 症状が2日以上続く場合は、住んでいる地域の管轄保健所に相談をする。

保健所名及び所在地	電話番号	管轄市町村
北部保健所	0980-52-2636	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所	098-938-9787	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所	098-889-6799	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
那覇市保健所	098-853-7963	<u>那覇市</u>

- PCR 検査等を実施する（又は実施した）場合、速やかに校長に報告する。
また、検査結果は速やかに校長に報告する。

4. 新型コロナウイルス感染患者発生時

- 濃厚接触者の特定や消毒に要する5日間程度は臨時休業とする。
- 72時間放置した後、1～2日で消毒作業を行う。
- 濃厚接触者は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間は出席停止とする。
- 校長は、すみやかに嘉手納町教育委員会に報告する。

【参考資料】

「新型コロナウイルス感染症の患者発生時等の報告・連絡・相談について（令和2年8月21日時点）」

「嘉手納町立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月17日版 嘉手納町教育委員会教育指導課）」